

後期高齢者医療保険料のご案内

令和6・7年度の 後期高齢者医療保険料率 が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。令和6・7年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおり決定されました。
※県内は均一の保険料率となります。

区分	令和4・5年度	令和6年度		令和7年度
		賦課のもととなる金額が 58万円以下の方	賦課のもととなる金額が 58万円超の方	
均等割額	46,000円	47,500円 (+1,500円)		47,500円
所得割率	8.50%	9.00% (+0.50%)	9.66% (+1.16%)	9.66%

★個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額 (100円未満切捨て)	=	均等割額	+	所得割額
		被保険者一人当たり 47,500円		(賦課のもととなる金額) × 所得割率

- ・ 賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額
- ・ 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含まれません。
- ・ 年収約1,000万円を超える方を対象とする賦課限度額（保険料の年間上限額）は引き上げを段階的に実施され、令和5年度の66万円から令和6年度は73万円（令和6年度に新たに75歳に到達する方は80万円）、令和7年度は80万円となります。

令和6年度の保険料軽減措置について

1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合
① 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下の世帯	7割
② 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「29万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③ 43万円 + 「10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「54万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。

2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が**5割軽減（加入後2年間に限る）**されます。また、**所得割額の負担はありません。**

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」が対象の場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

保険料が特別徴収（年金から天引き）されている方へ

令和6年度から、年金から天引きされる保険料額を平準化（均等化）します。対象の方には税額決定通知書とともにお知らせいたします。詳しくは村HPをご覧ください。「後期高齢者医療保険料の平準化について」<https://www.vill.miho.lg.jp/page/page012709.html>

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116・117